

島労発雇均0226第1号  
平成30年2月26日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



平成30年4月からの無期転換ルールの本格適用に  
向けた取組の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働契約法第18条においては、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。以下同じ。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（以下「無期転換ルール」という。）が規定されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に同条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が発生することから、無期転換ルールの定着に向けて、事業主及び労働者双方への周知を行っているところです。

今般、無期転換申込権が発生する平成30年4月に向けた集中的な周知啓発の取組として、「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設しましたので、貴職におかれましても、同封した掲載原稿例、リーフレットにより貴職発行の広報誌（紙）への記事記載、傘下、系列の関連事業所への周知について御協力をいただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

島根労働局雇用環境・均等室  
竹谷・山尾

☎ 0852-31-1161

【掲載原稿例】

平成 30 年 4 月に向けて無期転換ルール緊急相談ダイヤルを開設しています

無期転換ルールとは、「平成 25 年 4 月 1 日以降の有期労働契約期間が同一の事業主との間で更新されて、通算 5 年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルール」です。（労働契約法第 18 条）

厚生労働省では、「無期転換ルール」に関する相談に対応する相談ダイヤル「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設しています。



円満に 無 期 に な ろ う

0 5 7 0 - 0 6 9 2 7 6

受付時間（月～金 8:30～17:15）

無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。

※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

※通話料は発信者負担となります。

無期転換ルールの概要や制度導入のポイント、支援策等を厚生労働省ホームページに「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト (<http://muki.mhlw.go.jp/>)」を開設していますのでご覧ください。

問い合わせ先

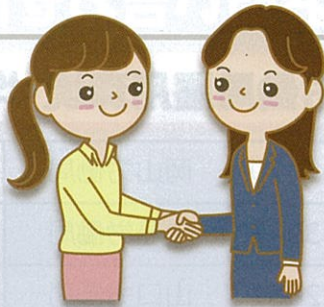
島根労働局 雇用環境・均等室

（松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階）

電話：0852-31-1161

月～金曜日（年末年始、祝日は除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

# 無期転換ルール 緊急相談ダイヤル



円満に無期になろう

# 0570-069276

受付時間 (月～金 8:30～17:15)

※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

- ・ 固定電話からの通話料は10.8円/90秒 (20 kmまで、距離によって変わります)
- ・ 携帯電話からの通話料は10.8円/20秒となります。
- ・ 050番号帯 I P 電話等からはご利用いただけません。
- ・ 裏面の『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接ご相談いただけます。

## 無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。

たとえば…

- ・ すでに5年を超えて働いているけど、申込みはいつできるのでしょうか？
- ・ いつの労働契約から、通算5年をカウントするのかを教えてください。
- ・ 通算5年を超えたら自動的に無期転換されるの？
- ・ 申込みは口頭でも大丈夫でしょうか？
- ・ 申込みをしたら、いつから無期転換されるのでしょうか？
- ・ 次の契約から無期契約を申し込もうと思ってたけど、会社に契約更新しないとされました。

# 雇止め・契約期間中の解雇等について

**無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、  
無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、  
労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。**

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約更新上限を設けた上で、クーリング期間を設定し、期間経過後に再雇用を約束した上で雇止めを行うことなどは、法の趣旨に照らして望ましいものとは言えません。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

## 「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちら

### 無期転換ルール特別相談窓口（都道府県労働局雇用環境・均等部(室)）

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-225-2017
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-857-0312	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-522-6648	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	宮崎労働局	0985-38-8821
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	鹿児島労働局	099-223-8239
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

是非、見てね♡

